

会 則

桂坂くるみ自治会

桂坂くるみ自治会 会則

第1章 総 則

【名称】

第1条 本自治会の名称は、桂坂くるみ自治会（以下「本会」という）と称する。

【事務所の所在地】

第2条 本会の事務所を京都市西京区大枝北沓掛町七丁目9-13内に置く。

【目的】

第3条 本会は相互信頼と互助の精神を以て、会員間協調と親睦を図り、地域社会の発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 地域環境の整備及び福利厚生に関すること。
- (2) 保険衛生、防犯、防火防災、交通安全に関すること。
- (3) 青少年の育成推進及び文化の振興に関すること。
- (4) 自治会館の管理運営に関すること。
- (5) 桂坂学区自治連合会に加入し、本会の自治発展に寄与すること。
- (6) 市政及び社会福祉事業の協力に関すること。
- (7) その他本会の目的達成に必要なこと。

第2章 会 員

【会員の資格】

第5条 会員の資格は、本会が管轄する大枝北沓掛町七丁目に入居したときに始まり、転居したときにはその資格を失う。会員とは分譲区画における一区画・一世帯を対象とする世帯主および同居者とする。

【会員の権利と義務】

第6条 会員は本会が主催する全ての催しに参加でき、かつ平等の取り扱いを受けることができる。

- 2 会員は本会に対し高い認識を持ち、会の運営に協力を惜しまぬものとし、政治および宗教活動を含む私利私欲のために本会を利用してはならない。
- 3 会員は本会所定の会費を納めるとともに、会則並びに期間の決議事項を守るよう努めなければならないものとする。

第3章 組 織

【組織】

第7条 本会の運営を円滑にするため、本会の管轄地域内の大枝北沓掛町七丁目の4番1号から15番3号及び御陵大枝山四丁目1番269号と1番297号までの110区画を10班に分ける。

2 前項の区分に従い、それぞれの班には班長を置く。

【役員】

第8条 本会に次の役員を置く。なお、各役員は複数の役割担当を兼務することができる。

(1) 会 長	1	名
(2) 副 会 長	2	名
(3) 会 計	2	名
(4) 庶 務	2	名
(5) 会 計 監 査	1	名

なお、前年度三役の退任者は一年間、相談役として役員を補佐する。

【班長】

第9条 第7条2項に基づき、各班に班長を1名置く。

【運営委員】

第10条 第4条の事業を円滑に運営するため次の運営委員会を設ける。

各委員は役員、班長が分担するが、他に適任者がある場合はこの限りではない。

- (1) 自治会行事企画委員会
夏祭り担当委員
区民体育祭担当委員
- (2) 文化・広報 委員会
市民新聞、回覧板担当委員
- (3) 交通安全推進 委員会
交通安全婦人部委員
- (4) 防犯防災 委員会
部長、 副部長
情報班担当
消火班担当
給食給水班担当
救出救護班担当
避難誘導班担当
- (5) 自治会館防火担当 委員会
- (6) 環境・河川・美化 委員
クリーンデー担当委員
- (7) 保険・献血担当委員

- (8) 青少年育成推進委員会（少年補導）
- (9) 体育委員会
- (10) うららの丘ひろば管理委員会
- (11) 建築協定委員会

【役員・班長・運営委員の選出方法】

第11条 現役員による「次年度役員選出委員会」を設け人事選出を円滑に進める。

- 2 次期会長、副会長、会計（三役5名）候補者は役員・班長会で現役員、現班長から自薦、他薦により選考、推薦し、総会の議決を得る。
- 3 上記選出が難航した場合は、現班長による抽選により選出し、総会の承認を得る。但し、特段の理由がある場合は証明書等の提出をもって協議のうえ選出対象から外すことができる。
- 4 庶務、会計監査も現班長の中から選出し、総会の承認を得るものとする。選出が困難な場合は抽選によるものとする。
- 5 班長は各班内ごみ当番を基本とし選出する。
- 6 各運営委員は全役員、班長の中から選出する。但し、くるみ自治会会員の中に適任者がある場合は担当を委嘱することが出来る。
- 7 各運営委員会の委員長、副委員長は委員の中から選出する。
- 8 相談役は前年度の三役退任者からなり任期は一年間とする。

【役員等の任期】

第12条 本会の役員、班長等の任期は、定期総会より次期定期そうかいまでの1年とする。但し三役の再任は妨げないが2年を限度とする。

- 2 役員等に欠員が生じた場合は必要に応じ速やかに補充するものとし、補充された当該役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 防災と教育後援会はこの限りではない。

【役員の任務】

第13条 役員の任務は次のとおりとする。なお、役員は複数の任務を、班長は役員の任務を兼務することができるものとする。

- (1) 会長：本会を代表し、会の業務を統轄すると共に連合会役職を兼務する。
連合会役員、市政協力委員、自主防災部長、社会福祉協議会委員、赤十字奉仕団班長、共同募金委員、保険協議会委員、献血推進委員、暴力団追放協議会会員、桂坂教育後援会理事、京大キャンパス問題連絡協議会委員、公園愛護会会長、文化普及委員、リサイクル委員、防犯推進委員
- (2) 副会長：会長を補佐し、会長に事あるときは之を代行する。総会、班長会、役員会の議事録を作成する。
副会長A：連合会兼務役員、社会福祉協議会委員。防災副部長
副会長B：桂坂教育後援会員、防災副部長
- (3) 会計：本会の会計業務を担当し、常に会員数を把握して会費、各種募金等を取りまとめる。

- (4) 庶務：以下を担当する。
自治会館管理担当
夏祭り、区民体育祭等の企画実行担当
回覧板、配布物担当
- (5) 文化広報担当：各種文化活動と会の行事等の周知広報を担当する。
- (6) 交通安全推進担当：交通安全委員会と連携して地域の交通安全を図る。
- (7) 防犯・防災担当：防犯推進協議会等と連携し地域の防犯・防災に努める。
- (8) 環境美化担当：公園愛護会と連携し地域の環境、衛生、美化を管理する。
- (9) 体育担当・体育振興会と協力して地域の体育振興・普及を図る。
- (10) 青少年育成推進担当：子供および青少年の健全な育成を目指し、自治会の許容範囲内で小・中学校地域委員会と連携することにより各種関連行事に協力する。
- (11) 会計監査担当：本会の会計、事業報告および財務と備品を監査する。
- (12) 相談役：本会の運営に関し相談に預かる。

【班長の任務】

第14条 班長は当該班の現状を把握し、住民に入退去があれば速やかに会長並びに会計に報告し、会費の徴収、回覧、配布物等各戸宛の連絡巡回業務を行う。また所属する運営委員会の委員として担当業務を遂行する。

【運営委員会の任務】

第15条 所属する運営委員会の委員として、担当役員及び委員長と一体となって各々の任務を遂行する。

第4章 機 関

【総会】

第16条 総会は最高の決議機関であって、年1回定期（4月）に開催する。
但し、必要に応じ会長が臨時に之を招集することが出来る。
なお、総会の開催には委任状を含む過半数の出席を要する。

【総会付議事項】

第17条 総会の付議事項は以下の通りとする。

- (1) 役員を選出。
- (2) 事業報告及び決算報告。
- (3) 事業計画（案）及び収支予算（案）。
- (4) 会則の改廃。
- (5) その他本会の運営に関する重要事項。

【班長会】

第18条 班長会は総会に次ぐ決議機関として本会の運営に関する重要事項及び総会から付託された事項を審議決定する。

- 2 班長会は原則として、毎月1回開催するものとし、必要に応じ会長が収集して臨時に開催することができる。
- 3 班長会は班長と役員で構成する。
但し、会長が指定する場合を除き通常は会長、副会長、会計、庶務と議案に関係する役員が出席する。

【役員会】

第19条 役員会役員で構成し、本会の目的達成のための運営に関する事項について、企画立案し班長会へ提案する。

- 2 役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会の議事については庶務担当の役員が議事録を作成しなければならない。

【運営委員会】

第20条 運営委員会は各々の委員会の担当役員と委員で構成し、担当する専門分野に関する事項について企画立案し、班長会の承認を得て実行する。

- 2 運営委員会は必要に応じ委員長が招集して開催することができる。
- 3 運営委員会では、担当役員から委員長、運営委員から副委員長を選出し、担当任務を円滑に推進する。

【議長】

第21条 各会議の議長は、原則として次により選出する。

- 2 総会の議長は1名とし、その都度出席役員の中より選出する。
- 3 班長会及び役員会の議長は会長が務める。
- 4 運営委員会の議長は、委員長が務める。

【会議の決議】

第22条 各会議の議決は委任状を含む過半数を以て之を行う。
尚、可否同数の場合は議長が之を決する。

- 2 総会で議決権を有する者は分譲区画の一區画、一世帯（会費納入単位）につき1名とする。

第5章 会 計

【会計の種類及び収入支出】

第23条 本会の会計を一般会計と特別会計に分け、一般会計では会費、臨時会費、寄付

金とその他の収支を以て之に充て、予算によって運用する。

- 2 特別会計とは自治会基金（3万円也）を指すものとする。

【会費】

- 第24条 本会の会費は分譲1区画、1世帯あたり1箇月1,000円とし4月上旬に4月～9月分を、10月上旬に10月～翌年3月分を各班長が徴収し、5月及び11月の班長会議までに会計に納入する。
- 2 途中入居者について初回は入居翌月分からそれぞれ前項同様まとめて納入する。
 - 3 臨時会費は役員会で必要と認められた時、班長会の承認を得て徴収する。
 - 4 前年度の一般会計繰越金が次年度支出予算を1.3倍以上に上回る年度は、役員会の承認を得たうえで、次年度自治会費を調整減額することができる。
 - 5 繰越金が次年度支出予算の1.3倍程度以下になるように次年度会費を役員会で審議したのち、総会の承認を得るものとする。

【不返還の原則】

第25条 会費、臨時会費等既収の収納金は原則として返還しない。

【弔慰金等】

- 第26条 会員（同居家族を含む）が死亡した時は、弔慰金を贈るものとする。
- 2 前項の弔慰金等は、檜1対及び金1万円也とする。又は、同程度の供花を贈る。
 - 3 慶弔手続きについては各班、班長が担当する。

【会計年度】

第27条 本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月末日を以って終わる。

【会費の保管及び会計帳簿】

- 第28条 徴収済みの会費は、金融機関に預け入れるものとする。
- 2 本会の会計を明らかにするために現金出納簿（含支出明細、請求書等）、会費徴収台帳等を備え、会計が之を管理する。

【印鑑及び預金通帳の取扱い】

第29条 金融機関に登録した印鑑（会長印）は、会長が保管。預金通帳は会計が保管。預金支出の際は、会計の求めによる預金引出し伝票に、会長が捺印する。

【会計監査】

- 第30条 毎年1回、会計年度終了後に行うものとし、監査事項は次のとおりとする。
- (1) 収支に関する会計書類（金融機関の残高証明書を含む）。
 - (2) 事業報告。
 - (3) 財産・什器備品目録。
 - (4) その他関係の必要書類。

2 総会の議を経た決算報告書は、回覧板で全ての会員に公表しなければならない。

第6章 雑 則

【くるみ会館使用規則】

第31条 くるみ会館使用規則は別に之を定める。

【役員等の引継ぎ】

第32条 改選等に伴う職務の引継ぎは、所定の引継ぎ用紙に捺印し、責任を以って引継ぐ。

【表彰】

第33条 自治会の運営に関し、顕著な功績が認められた会員、又は役員継続歴満2年以上を以て、退任した会員には三役会議に諮り、班長会の承認を得たうえで総会にて表彰することができる。

2 表彰は感謝状を以て行い、役員継続歴満2年以上の会員については、翌年以降に回る班長役を一回限り免除する。

【必要経費】

第34条 役員等に対し、場合により通信費、交通費等の実費を支給することができる。

第6章 付 則

【効力】

第35条 本会則は平成24年10月1日を以て実施する。